

実績評価書

平成20年8月

| | |
|--------------|-----------------------|
| 評価の対象となる施策目標 | 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること |
|--------------|-----------------------|

1. 政策体系上の位置付け等

| | |
|----------|--|
| 基本目標 II | 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること |
| 施策目標 2 | 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること |
| 施策目標 2-1 | 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること |
| 個別目標 1 | 水道の運営基盤を強化すること |
| | (主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・水道広域化施設整備事業 ・簡易水道再編推進事業 ・生活基盤近代化事業 ・最適広域化計画策定等推進事業 |
| 個別目標 2 | 安心・快適な給水を確保すること |
| | (主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・水道未普及地域解消事業 ・高度浄水施設等整備事業 ・水道水質管理対策事業 ・直結給水推進事業 |
| 個別目標 3 | 安定給水対策・災害対策等の充実を図ること |
| | (主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・水道水源開発施設整備事業 ・ライフライン機能強化等事業 |

施策の概要（目的・根拠法令等）

1 目的等

現在及び将来の需要者に対し、安心して飲める水を安定的に適切な負担で供給するため、経営・技術の両面にわたり運営基盤の強化を図る。また、国民の安心が得られる安全性の確保、さらには地域差のある快適性の向上に向けた施策を展開する。さらに、地震、渇水等の災害発生時、テロ等の事態においても、断滅水による国民生活・社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、水道施設の耐震化や渇水対策を推進する。

2 根拠法令等

○水道法（昭和32年法律第177号）

| | |
|---------|--------|
| 主管部局・課室 | 健康局水道課 |
| 関係部局・課室 | — |

2. 現状分析

我が国の水道は今日では大部分の国民が利用できるまでに普及しているものの、水道未普及地域の解消、水道管理の徹底、地震等の災害対策、水道施設の計画的な更新、運営基盤の強化等に向けた取組が必要とされている。将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給できるよう、平成16年6月に「水道ビジョン」を作成し、水道関係者の共通の目標となる水道の将来像とそれを実現させるための施策、行程を示すとともに、各水道事業者等に対しては、自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指す

べき将来像の実現に向けた方策等を示す「地域水道ビジョン」の作成を推奨している。
また、平成18年度末現在、水道事業者等の総数は9,304に上るが、小規模水道事業者においては基幹施設の耐震化、安全な水道水を供給するための技術者の確保及び経営基盤強化等が困難となる場合が多いため、統合、広域化を推進することが求められている。

水道未普及人口は着実に減少しており、水道普及率も平成15年度は96.9%であったのが、平成18年度は97.3%となっている。一方、水道未普及地域においては、井戸利用により生活用水を得ている場合が多いが、水質基準を超過している井戸も多数存在し、そのような地域において特に水道の普及が急がれる。

基幹施設や基幹管路の耐震化は十分には進んでいない状況であり、地震が発生した場合に被害発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、水道事業者等の耐震化事業を計画的に実施していく必要がある。また、渇水対策として地域の実情に応じた水資源確保等の推進を図る必要がある。

【参考】厚生労働省健康局水道課ホームページ

水道ビジョンについて

：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/vision2/vision2.html>

地域水道ビジョンについて

：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html>

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

なお、指標7は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~200%)。

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|--------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------|
| 1 地域水道ビジョン策定状況(%) (前年度以上/毎年度) | - | - | 30 | 44 | 51 |
| | | | | 【146.6%】 | 【115.9%】 |
| 2 新広域化率(%) (前年度以上/毎年度) | (68.4) | (68.6) | (68.8) | (69.1) | 集計中 |
| | | | | 【100.3%】 | 【100.3%】 |
| 3 水道普及率(%) (前年度以上/毎年度) | 96.9 | 97.1 | 97.2 | 97.3 | 集計中 |
| | | | | 【100.2%】 | 【100.1%】 |
| 4 水質基準適合率(%) (100%/毎年度) | 100.0 | 99.9 | 99.9 | 100.0 | 集計中 |
| | 【100%】 | 【99.9%】 | 【99.9%】 | 【100.0%】 | |
| 5 直結給水実施総戸数(千戸) (前年度以上/毎年度) | 1,131 | 1,303 | 1,460 | 1,716 | 集計中 |
| | | | | 【115.2%】 | 【112.0%】 |
| 6 基幹施設の耐震化率(%) (100%/平成25年度)※ | (浄水施設) (19.9) | (浄水施設) (18.6) | (浄水施設) (12.4) | (浄水施設) (13.0) | 集計中 |
| | (配水池) (26.3) | (配水池) (27.6) | (配水池) (20.1) | (配水池) (23.0) | 集計中 |
| 基幹管路の耐震化率(%) (100%/平成25年度)※ | (13.5) | (13.8) | 10.8 | 11.9 | 集計中 |
| 7 渇水による水道の断減水影響人口 (千人)(前年度以下/毎年度) | 474 | 130 | 3,015 | 9 | 集計中 |
| | | | | 【172.6%】 | 【0.0%】 |

(調査名・資料出所、備考)

・指標1は、健康局水道課調べ。全国の水道給水人口に対し地域水道ビジョン策定済み上水道事業者から給水を受ける人口の割合。

・指標2～6は、「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計。平成19年度の数値は現在集計中であり、平成21年7月に公表予定。

・指標2は、水道の広域化・統合を推進する観点より、指標の定義の見直しを検討中。

・指標5は3階建て以上の建築物における直結給水実施総戸数。

・指標6は平成17年度に耐震化の定義が厳格化されたため平成16年度以前に比べ値が低下している。

※平成17年度より耐震化の定義を厳格化している(基幹施設の耐震性に対しては、水道施設耐震工法指針で定めるレベル2、ランクAの耐震基準を満たすものとし、基幹管路の耐震性に対しては、導・送・配水管における耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管、鋼管及び水道配水用ポリエチレン管(高密度)を耐震管と定

めた)。

- ・指標7は、「日本の水資源」(国土交通省土地・水資源局水資源部)による。平成19年度の数値は国土交通省により現在集計中。

施策目標の評価

【有効性の観点】

地域水道ビジョン策定状況は平成19年度では51%と向上している。策定されている地域を給水人口ベースで集計すると、平成18年度の52,078千人に対して平成19年度は60,019千人となり、水道の運営基盤の強化は毎年着実に進んでいる。また、広域水道受水人口(※)は、平成15年度の80,064千人に対して平成18年度は81,700千人となり、水道事業の統合による広域化が着実に進んでいる。

水道未普及人口は着実に減少しており、水道普及率も平成15年度96.9%であったのが、平成18年度は97.3%であり、国庫補助事業による簡易水道の整備等により、未普及地域における水道の整備が有効に行われている。

水質基準適合率は99.9%以上という高い水準を維持しており、また、直結給水実施総戸数は、平成15年度の1,131千戸に対して平成18年度は1,716千戸となり、直結給水実施総戸が毎年度増加し、施策が着実かつ有効に進んでいる。

地震に強いダクタイル鋳鉄管の布設延長割合は毎年着実に増加し、かつ、強度が低い石綿セメント管の布設延長割合は減少している。また、基幹管路の耐震化率は、平成17年度に10.8%に対して平成18年度は11.9%となり、地震に対する十分な備えができていない状況にあるが、着実に増加している。被害の影響範囲の縮小、早期復旧や応急給水の充実のため基幹管路が耐震化されていることが重要であることから、国庫補助等の施策は災害対応力の強化に有効である。

また、渇水時においても国民の生活を守ることができるよう安定的な水道水源の確保のための事業に対する国庫補助等の施策により、水道水源開発を推進することによって、渇水による断水影響人口の減少を図っている。

※広域水道受水人口＝広域水道事業(企業団等地方自治体が共同で行っている水道事業及び県営水道事業)の給水人口＋水道用水供給事業(水道事業者に対して水道用水を卸売りする事業)から受水している水道事業(広域水道事業は除く)の給水人口

【効率性の観点】

簡易水道再編推進事業及び水道広域化施設整備費に係る国庫補助事業については、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に簡易水道再編推進事業及び水道広域化施設整備費として新規国庫補助採択を行った40件の事業の費用便益比は、事業が実施されない場合の減断水被害額等を事業費で除したものをを用いて算出し、いずれも1以上であるため投資効率性があるといえる。

水道未普及地域解消事業に係る国庫補助事業については、平成11年度新規採択分より、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に水道未普及地域解消事業費として新規国庫補助採択を行った70件の費用便益比は、事業の実施により未普及地域の人々が各自水源を確保するのに必要な支出を回避できる費用を事業費で除したものをを用いて算出し、いずれも1以上であるため、未普及地域における水道施設の整備が効率的に行われているといえる。

高度浄水施設等整備に係る国庫補助事業については平成11年度新規採択分より費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に高度浄水処理施設の新規国庫補助採択を行った18件の費用便益比は、導入により需要者が浄水器等の代替手段の支出を回避できる費用を高度浄水処理事業費で除したものをを用いて算出し、いずれも1以上であるため投資効率性があり、高度浄水処理の導入による安全で質の高い水道の確保が効率的に行われているといえる。

水道管路近代化推進事業に係る国庫補助事業については、平成11年度新規採択分より、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に水道管路近代化推進事業費として新規国庫補助採択を行った22件の事業の費用便益比は、事業が実施されない場合の減断水被害額等を事業費で除したものをを用いて算出し、いずれも1以上であるため投資効率性があるといえる。

【総合的な評価】

各水道事業者の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像の実現に向けた方策等が示されている地域水道ビジョンの策定は、水道の運営基盤の強化に対しても効果があり、その数は毎年着実に増加している。

また、広域水道受水人口の増加や市町村合併による水道事業の統合が進んでいること

から、広域化の推進による経営基盤の強化が進んでいると評価できる。従来の事業統合による広域化に加えて、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化による新たな概念の広域化を推進していく必要がある。

水道未普及人口は年々減少しており、水道未普及地域の減少に効果があった。今後も引き続き現行の施策を推進し、水道未普及地域の解消に努めていく必要がある。

高度浄水施設整備等についての国庫補助や水道事業者等への立入検査等が相まって、安全で質の高い水道水の供給に効果があったと評価できる。また、高度浄水施設等整備にかかる国庫補助事業については、個別の事業の新規採択の際に費用対効果分析（参考参照）を行っており、効率的な運用が行われているものと評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進して実績目標の達成を目指し、安全で質の高い水道水の供給の確保に努める必要がある。

直結給水実施総戸数についても年々増加しており、直結給水の実施が毎年着実に進んでいると評価できる。

水道施設の耐震化の状況は十分といえる状況ではなく、耐震管路延長の増加等水道水の安定供給のための基盤施設整備の推進が重要。施策により管路の耐震化が着実に進んでいると評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進し、災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ることが必要である。

渇水対策については、渇水時においても国民の生活を守ることができるよう、安定的な水道水源を確保するために、地域の実情や特性を踏まえ、今後とも水道水源開発等の対策を着実に進める必要がある。

【参考】厚生労働省健康局水道課ホームページ
水道事業の費用対効果分析マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/dl/070730-1.pdf>

4. 個別目標に関する評価

| 個別目標 1 | | | | | | |
|--|--------------------------------|--------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------|
| 水道の運営基盤を強化すること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトカム指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 地域水道ビジョン策定状況(%) (前年度以上/毎年度) | - | - | 30 | 44 【146.6%】 | 51 【115.9%】 |
| 2 | 新広域化率(%) (前年度以上/毎年度) | (68.4) | (68.6) 【100.3%】 | (68.8) 【100.3%】 | (69.1) 【100.4%】 | 集計中 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、健康局水道課調べ。全国の水道給水人口に対し地域水道ビジョン策定済み上水道事業者から給水を受ける人口の割合。 ・指標2は、「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計。平成19年度の数値は現在集計中であり、平成21年7月に公表予定。 ・指標2は、水道の広域化・統合を推進する観点より、指標の定義の見直しを検討中。 | | | | | | |
| 個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) | | | | | | |
| <p>地域水道ビジョン策定状況は平成19年度では51%と向上している。策定されている地域を給水人口ベースで集計すると、平成18年度の52,078千人に対して平成19年度は60,019千人となり、水道の運営基盤の強化は毎年着実に進んでいる。</p> <p>水道用水供給事業から受水している水道事業の給水人口及び都営又は企業団営の水道給水人口である広域水道受水人口は、平成15年度の80,064千人に対して平成18年度は81,700千人となり、水道事業の統合による広域化が着実に進んでいる。</p> <p>簡易水道再編推進事業及び水道広域化施設整備費に係る国庫補助事業については、費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、平成18年度に簡易水道再編推進事業及び水道広域化施設整備費として新規国庫補助採択を行った40件の事業の費用便益比は事業が実施されない場合の減断水被害額等を事業費で除いたもの等を用いて算出し、いずれも1以上であるため簡易水道事業の統合に向けた効率的な水道施設の整備等が行われているといえる。</p> | | | | | | |

| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | |
|--|--|
| 事務事業名 | 水道広域化施設整備事業 |
| 平成19年度 予算額 | 20,012百万円（補助割合： ・特定広域化施設整備費及び広域化促進地域上水道施設整備費の場合 [国 1/3][事業者 2/3] ・一般広域化施設整備費の場合[国 1/4][事業者 3/4]） ア「特定広域化施設」とは、都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道の整備計画に基づく水道施設をいう。 イ「一般広域化施設」とは、2以上の市町村の区域を給水区域とする水道事業又は2以上の水道事業を給水対象とする水道用水供給事業の用に供する水道施設（ア及びウに掲げるものを除く。）をいう。 ウ「広域化促進地域上水道施設」とは、都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道整備計画区域内の水道施設をいう。 |
| 実施主体 | 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ） 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：水道水の需要の増加及び地震、渇水等災害に対応するため、広域的な水運用及び水道施設の効率的利用を図るため、広域化施設の整備を推進する。 | |
| 事務事業名 | 簡易水道再編推進事業 |
| 平成19年度 予算額 | 14,316百万円（補助割合：財政力指数及び単位管延長に応じて [国 1/3][事業者 2/3]、[国 1/4][事業者 3/4]、[国 4/10][事業者 6/10]） ※財政力指数とは、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で、当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値をいう。 ※単位管延長とは、導水、送水、配水管路の総延長を計画給水人口で除して得た数値をいう。但し、渇水対策として行う海水淡水化施設整備事業における計画給水人口は、海水淡水化施設の整備により給水が可能となる人口とする。 |
| 実施主体 | 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ） 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：維持管理面、経営面等で脆弱性を有している簡易水道等の統合を推進する。 | |
| 事務事業名 | 生活基盤近代化事業 |
| 平成19年度 予算額 | 2,713百万円（補助割合：財政力指数及び単位管延長に応じて [国 1/3][事業者 2/3]、[国 1/4][事業者 3/4]、[国 4/10][事業者 6/10]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：水源の枯渇や使用水量の増加への対応、鉛管や石綿セメント管の更新、クリプトスポリジウム等病原性生物対策等のための施設の増補改良等を推進する。 | |
| 事務事業名 | 最適広域化計画策定等推進事業 |
| 平成19年度 予算額 | 15百万円 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：各水道事業者が将来を見通して、各地域の実情に応じた最適な事業の運営形態を検討、計画する際に、「新たな概念の広域化」を適切に取り入れることができるよう、その手引書となる「広域化計画策定指針（仮称）」を作成し、広域化の推進を支援するもの。 | |

| 個別目標 2 | | | | | | |
|--|------------------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------|
| 安心・快適な給水を確保すること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトカム指標 (達成水準／達成時期) | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準) | | | | | | |
| | | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 |
| 1 | 水道普及率(%) (前年度以上／毎年度) | 96.9 | 97.1 【100.2%】 | 97.2 【100.1%】 | 97.3 【100.1%】 | 集計中 |
| 2 | 水質基準適合率(%) (100%／毎年度) | 100.0 【100%】 | 99.9 【99.9%】 | 99.9 【99.9%】 | 100.0 【100.0%】 | 集計中 |
| 3 | 直結給水実施総戸数(千戸) (前年度以上／毎年度) | 1,131 | 1,303 【115.2%】 | 1,460 【112.0%】 | 1,716 【117.5%】 | 集計中 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| ・指標1～3は、「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計。指標3は3階建て以上の建築物における直結給水実施総戸数。平成19年度の数値は現在集計中であり、平成21年7月に公表予定。 | | | | | | |
| 個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) | | | | | | |
| <p>水道未普及人口は着実に減少しており、水道普及率も平成15年度96.9%であったのが、平成18年度は97.3%と向上しており、国庫補助事業による簡易水道の整備等により、未普及地域における水道の整備が有効に行われている。</p> <p>水道未普及地域解消事業に係る国庫補助事業については、平成11年度新規採択分より、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に水道未普及地域解消事業費として新規国庫補助採択を行った70件の費用便益比は、事業の実施により未普及地域の人々が各自水源を確保するのに必要な支出を回避できる費用を事業費で除したものを算出したが、いずれも1以上であるため、未普及地域における水道施設の整備が効率的に行われているといえる。</p> <p>「飲料水健康危機管理実施要領」の適切な運用を推進するとともに、水道事業者等に対し水質事故等に対する迅速かつ適切な対応を要請した。また、鉛製給水管の布設替えが水道水質における鉛汚染の予防・削減に有効であることから、鉛製給水管の布設替え促進策について整理した「鉛製給水管布設替促進方策検討会報告書」を公表・周知し、取組を推進している。</p> <p>厚生労働大臣認可水道事業者等への計画的な立入検査を実施することにより、水道技術管理者の適正な責務の履行確保、水質検査の適正な実施、水道施設の施設基準の遵守等を図った。</p> <p>高度浄水処理技術について、国庫補助により浄水施設等への導入促進を図ることにより、水道水質の改善が図られている。なお、クリプトスポリジウム等感染症の原虫に対する対策として行う紫外線処理設備の整備についても、平成19年度より国庫補助の対象としたところである。</p> <p>また、水道水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、最近では、平成19年11月、「水質基準に関する省令」を一部改正し、平成20年4月1日から塩素酸を水質基準項目へ追加することとし、これについて、水道事業者等へ周知した。</p> <p>これらの取組により、ここ数年、水質基準適合率は99.9%以上という高い水準を維持している。</p> <p>高度浄水施設等整備に係る国庫補助事業については平成11年度新規採択分より費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、高度浄水処理の導入による安全で質の高い水道の確保が効率的に行われている。平成18年度に高度浄水処理施設等整備費として新規国庫補助採択を行った18件の費用便益比は高度浄水処理施設の導入により需要者が浄水器等の代替手段の支出を回避出来る費用を事業費で除したものを算出し、いずれも1以上であるため原水の水質悪化等に対応した効率的な水道施設の整備が行われていると言える。</p> <p>直結給水実施総戸数は、平成15年度の1,131千戸に対して平成18年度は1,716千戸と増加している。これは、受水槽等における衛生問題を解消するため、建築物等に設けられた受水槽式給水設備から直結給水への切り替えが進んでいることによるものであり、安全な水の給水確保が着実に進んでいる。</p> | | | | | | |

| | |
|--|---|
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | |
| 事務事業名 | 水道未普及地域解消事業 |
| 平成19年度 予算額 | 9,460百万円(補助割合:財政力指数及び単位管延長に応じて [国 1/3][事業者 2/3]、[国 1/4][事業者 3/4]、[国 4/10][事業者 6 /10]) |
| 実施主体 | 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他() 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() |
| 概要:水道未普及地域を解消し、安全な水道水をどこでも誰でも利用できるよう簡易 水道等の整備を促進する。 | |
| 事務事業名 | 高度浄水施設等整備事業 |
| 平成19年度 予算額 | 8,367百万円(補助割合:資本単価に応じて [国 1/3][事業者 2/3]、[国 1/4][事業者 3/4]) ※資本単価とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設の整備を行う 水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の資本費を当該施設を 利用して得られる20年間の総有収水量で除して得水1立方メートル 当たりの費用の額である。 |
| 実施主体 | 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他() 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() |
| 概要:異臭味被害、化学物質等による水源汚染、耐塩素性病原生物による健康被害等 を防止し、より安全で安心して飲用できる水道水を供給するため、高度浄水施設の 整備を推進する。また、浄水場の濾過池洗浄水、沈殿池排水の処理に必要な施設の 整備を推進する。 | |
| 事務事業名 | 水道水質管理対策事業 |
| 平成19年度 予算額 | 5.6百万円 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他() |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() |
| 概要:最新の科学的知見に照らした水質基準の改正の検討や水安全計画策定ガイドラ イン策定のための検討を行う。 | |
| 事務事業名 | 直結給水推進事業 |
| 平成19年度 予算額 | 4,467百万円の内数(補助割合:[国 1/3][事業者2/3]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他() |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() |
| 概要:直結給水を効果的、効率的かつ計画的に実施するための、水道管路の更新等の 事業に要する費用の一部を補助するもの。 | |

| | | | | | | |
|------------------------------|------------------------------------|--------|----------|--------|----------|-----|
| 個別目標3 安定給水対策・災害対策等の充実を図ること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトカム指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 基幹施設の耐震化率(%) (100%/平成25年度)※ | (浄水施設) | (浄水施設) | (浄水施設) | (浄水施設) | 集計中 |
| | | (19.9) | (18.6) | 12.4 | 13.0 | 集計中 |
| | | (配水池) | (配水池) | (配水池) | (配水池) | 集計中 |
| | | (26.3) | (27.6) | 20.1 | 23.0 | |
| | ----- | | | | | |
| | 基幹管路の耐震化率(%) (100%/平成25年度)※ | (13.5) | (13.8) | 10.8 | 11.9 | 集計中 |
| 2 | 渇水による水道の断減水影響人口 (千人)(前年度以下/毎年度) | 474 | 130 | 3,015 | 9 | 集計中 |
| | | | 【172.6%】 | 【0.0%】 | 【199.7%】 | |

| | |
|---|--|
| <p>・指標1は、「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計。平成17年度に耐震化の定義が厳格化されたため平成16年度以前に比べ値が低下している。平成19年度の数値は現在集計中であり、平成21年7月に公表予定。</p> <p>※平成17年度より耐震化の定義を厳格化している(基幹施設の耐震性に対しては、水道施設耐震工法指針で定めるレベル2、ランクAの耐震基準を満たすものとし、基幹管路の耐震性に対しては、導・送・配水管における耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管、鋼管及び水道配水用ポリエチレン管(高密度)を耐震管と定めた)。</p> <p>・指標2は、「日本の水資源」(国土交通省土地・水資源局水資源部)による。平成19年度の数値は国土交通省により現在集計中。</p> | |
| 個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) | |
| <p>地震に強いダクタイル鋳鉄管の布設延長割合は、毎年着実に増加し、かつ、強度が低い石綿セメント管の布設延長割合は減少している。また、基幹管路の耐震化率は、平成17年度の10.8%に対して平成18年度は11.9%となり、地震に対する十分な備えができていない状況にあるが、着実に増加しており、国庫補助等の施策は災害対応力の強化に有効である。</p> <p>水道管路近代化推進事業に係る国庫補助事業については、平成11年度新規採択分より、費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、平成18年度に水道管路近代化推進事業費として新規国庫補助採択を行った22件の事業の費用便益比は事業が実施されない場合の減断水被害額等を事業費で除したもの等を用いて算出しており、いずれも1以上であり特に老朽度の高い管路の更新等、効率的な水道施設の整備が行われているといえる。</p> | |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | |
| 事務事業名 | 水道水源開発施設整備事業 |
| 平成19年度 予算額 | 14,209百万円(補助割合:資本単価に応じて [国1/2][事業者1/2]、[国1/3][事業者2/3]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他() |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() |
| 概要: 渇水時においても国民の生活を守ることができるよう、安定的な水道水源の確保のための事業を推進する。 | |
| 事務事業名 | ライフライン機能強化等事業 |
| 平成19年度 予算額 | 7,396百万円(補助割合:資本単価に応じて [国1/2][事業者1/2]、[国1/3][事業者2/3]、[国1/4][事業者3/4]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他() |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() |
| 概要: 地震等の災害においても国民生活に必要な水道水を供給できるよう、石綿セメント管等の更新事業を推進する。また、緊急時に水道事業体間等で水の相互融通を行うための緊急時用連絡管や緊急時に貯水施設として利用できる大容量送水管の整備を図る。 | |

5. 評価結果の分類

| | |
|--|--------------|
| 1 施策目標に係る指標の目標達成率 | |
| 指標1 (地域水道ビジョン策定状況) | 目標達成率 115.9% |
| 指標2 (新広域化率) | 目標達成率 —% |
| 指標3 (水道普及率) | 目標達成率 —% |
| 指標4 (水質基準適合率) | 目標達成率 —% |
| 指標5 (直結給水実施総戸数) | 目標達成率 —% |
| 指標6 (基幹施設(浄水施設)の耐震化率) | 目標達成率 —% |
| (基幹施設(配水池)の耐震化率) | 目標達成率 —% |
| (基幹管路の耐震化率) | 目標達成率 —% |
| 指標7 (渇水による水道の断減水影響人口) | 目標達成率 —% |
| (目標達成率を算定できない場合、その理由) 平成19年度の数值は現在集計中であるため。 | |
| 2 評価結果の政策への反映の方向性 | |
| i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) | |
| ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) | |
| (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 | |
| <input checked="" type="radio"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 | |
| (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 | |
| iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) | |
| (理由) これまで示した通り、いずれの指標についても前年度比で、また、近年継続的に向上していることから、安全で質が高く災害に強い水道の確保に効果があったと評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進し、目標の達成を目指し、安全で質が高く災害に強い水道を確保することに努めていく必要がある。 | |
| 3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○) | |
| (施策目標に係る指標) | |
| <input checked="" type="radio"/> i 指標の変更を検討 | |
| ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 | |
| (個別目標に係る指標) | |
| i 指標の変更を検討 | |
| ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 | |
| (理由) 指標2について、水道の広域化・統合を推進する観点より、指標の定義の見直しを検討しているところ。 | |

6. 特記事項

| |
|--|
| ①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) なし。 |
| ②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。 |
| ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 ○各府省が実施した政策評価の点検結果(平成17年3月、総務省行政評価局)(抄) 事例6「災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ること」 ・事実関係の照会 水道ビジョンの現状認識の根拠となっており、それぞれに目標値が設定されている「浄水場、配水池等の基幹施設の耐震化率」、「管路の耐震化率」「応急給水計画の策定率」「応急復旧体制整備率」についても指標として追加することを検討すべきではないでしょうか。 ・回答 指摘を踏まえ、指標とするよう検討したい。 |
| ④会計検査院による指摘 なし。 |
| ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 ○水質基準の見直し等について(答申)(平成15年4月厚生科学審議会) ・平成15年4月の水質基準の見直し等についての厚生科学審議会答申において、 |

新たな消毒副生成物や臭気物質を追加する等の水質基準の全面的な見直し、クリプトスポリジウム等耐塩素性病原生物対策の強化や水質検査の質の確保等の提言がなされた。

- 水道ビジョン（平成16年6月厚生労働省健康局）
 - ・安心で快適な給水の確保を大きな課題とし、水質管理率（未規制施設等小規模施設においても一定水準の水質管理が確保されていること）をできるだけ早期に100%とすることを施策目標の一つとして掲げている。
 - ・安心・快適な給水の確保を大きな課題とし、異臭味被害率を5年後に半減させ、できるだけ早期に0にすることを施策目標の一つとして掲げている。その実現のため、高度浄水処理技術等の新技術の導入等の実施を含めた統合的アプローチによる水道水質の向上をアクションプランとして実施することとしている。
 - ・地震、濁水等の災害発生時、テロ等の事態においても、断減水による国民生活・社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、改善の指示を可能とする水道施設機能評価、濁水に対する給水安定性の向上、防災担当部局等と共同・連携した施設の重点的・戦略的な整備などにより水道システム全体の安全度・安定度を向上させるとともに、災害時における応急給水、応急復旧体制の充実等の一層の促進を図る。
- 厚生科学審議会生活環境水道部会
 - ・建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。
 - ・平成19年10月に第6回生活環境水道部会が開催され、「水質基準の見直し等について」、「水道施設の耐震化について」及び「指定給水装置工事事業者制度について」等の審議が行われた。「水質基準の見直し等について」では、前回部会で示された水質基準への塩素酸の追加等についての対応状況、水道水質基準逐次改正検討会で示された水質基準の見直しの方向性、及び水安全計画への取組状況について審議が行われ、提示された方針を進めていくことが了承された。「水道施設の耐震化について」では、水道施設の耐震性能基準の明確化及び水道施設の耐震化の推進に向けた情報提供の在り方について審議が行われ、省令の改正等を通じて水道施設の耐震化を推進していくことが了承された。「指定給水装置工事事業者制度について」では、制度の施行状況の評価及び課題に対する今後の取組の方向性について審議が行われ、省令の改正や通知の発出等を通じて対応していくこととされたところである。
- 水道ビジョンフォローアップ検討会（平成19年4月～平成20年3月）
 - ・今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策及びその方策、工程等を包括的に示すものとして平成16年6月に「水道ビジョン」を策定してから、平成19年度で策定後3年目を迎えた。そのため、短期的に対応すべき内容についてはレビューを実施する必要があると考えられることから、策定から3年が経過した時点における目標の達成度から将来の見通しを予測するとともに、施策・方策の追加見直しについての必要性及び追加見直し内容の検討等を実施し、水道ビジョンに適切に反映させ、より充実した具体的な指針としていくこととした。レビューの実施に当たっては、厚生労働省健康局水道課長が主催する有識者検討会として、関係分野の専門家を構成員とする検討会を設置した。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。